

徳島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、次の一のとおり公聴会を開催し、「徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等」を次の二により一般の縦覧に供する。

なお、公聴会で意見を述べようとする利害関係人は、住所、氏名又は名称、年齢、職業（漁業者の場合は従事する漁業）、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を令和五年四月七日午後三時までに書面をもって当委員会事務局へ提出しなければならぬ。また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を提出すること。

令和五年三月二十日

徳島海区漁業調整委員会

会長

岡本

彰

一 公聴会

1 日時 令和五年四月十四日

午後二時から午後三時まで

2 場所 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 海区漁業調整委員会室

3 案件 徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき

事項等

二 徳島海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となるべき事項等の縦覧

1 縦覧期間 令和五年三月二十日から四月五日まで

但し、徳島県の休日を含め定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く

2 縦覧時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 縦覧場所 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 海区漁業調整委員会室